






高齢者のかたに対して、居住する住宅の改修費用を助成します

高齢者自立支援住宅改修費助成事業

内容（対象者・支給限度額など）

	 改修内容	 対象者	 支給限度額
予防的助成	<ul style="list-style-type: none"> ① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等の為の床材または通路面の材料変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 便器の洋式化 ⑥ 上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 	自立のかた (介護保険の認定で非該当となったかた)	工事合計額 20万円
設備改修助成	浴槽の取替えおよびこれに付帯して必要となる給湯設備等の工事	以下の要件をすべて満たすかた ① 要支援1・2、要介護1～5と認定されたかた ② 身体障害者手帳の下肢または体幹に係る障害の程度が1～3級で、機能低下が著しく既存の設備では使用の継続が困難なかた	工事合計額 37万9千円
	流し等の取替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備の工事	以下の要件をすべて満たすかた ① 要支援1・2、要介護1～5と認定されたかた ② 身体障害者手帳の下肢または体幹に係る障害の程度が1～2級、または補装具として車椅子の交付を受けた内部障害の1級で、家事に従事するかた	工事合計額 15万6千円
	便器の洋式化およびこれに付帯する工事	以下の要件をすべて満たすかた ① 自立、要支援1・2、要介護1～5と認定されたかた ② 上記、予防的助成・介護保険で便器の洋式化工事をしていないかた	工事合計額 10万6千円

注意事項



- 新築、増改築は対象外です。
- 介護保険で同一の改修工事をされたかたは、当事業の併給不可となります。
- 利用者負担は、所得に基づき工事費用の1、2、3割となります。詳細はお問い合わせください。
- **工事施行前に申請が必要です。工事前に必ず申請をお願いします。**



介護保険の改修工事とは？

介護保険サービスにも、住宅改修の助成があります。対象者等の要件が満たされれば介護保険サービスとして助成を受けられる場合がありますので、お問い合わせください。

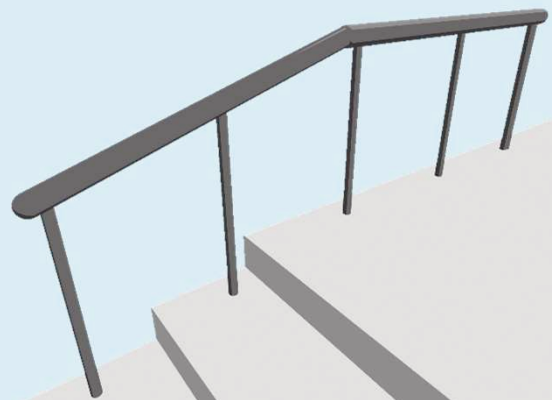
改修内容	対象者	支給限度額
前頁「予防的助成」と同様	要支援1・2、要介護1～5と認定されたかた	工事合計額 20万円

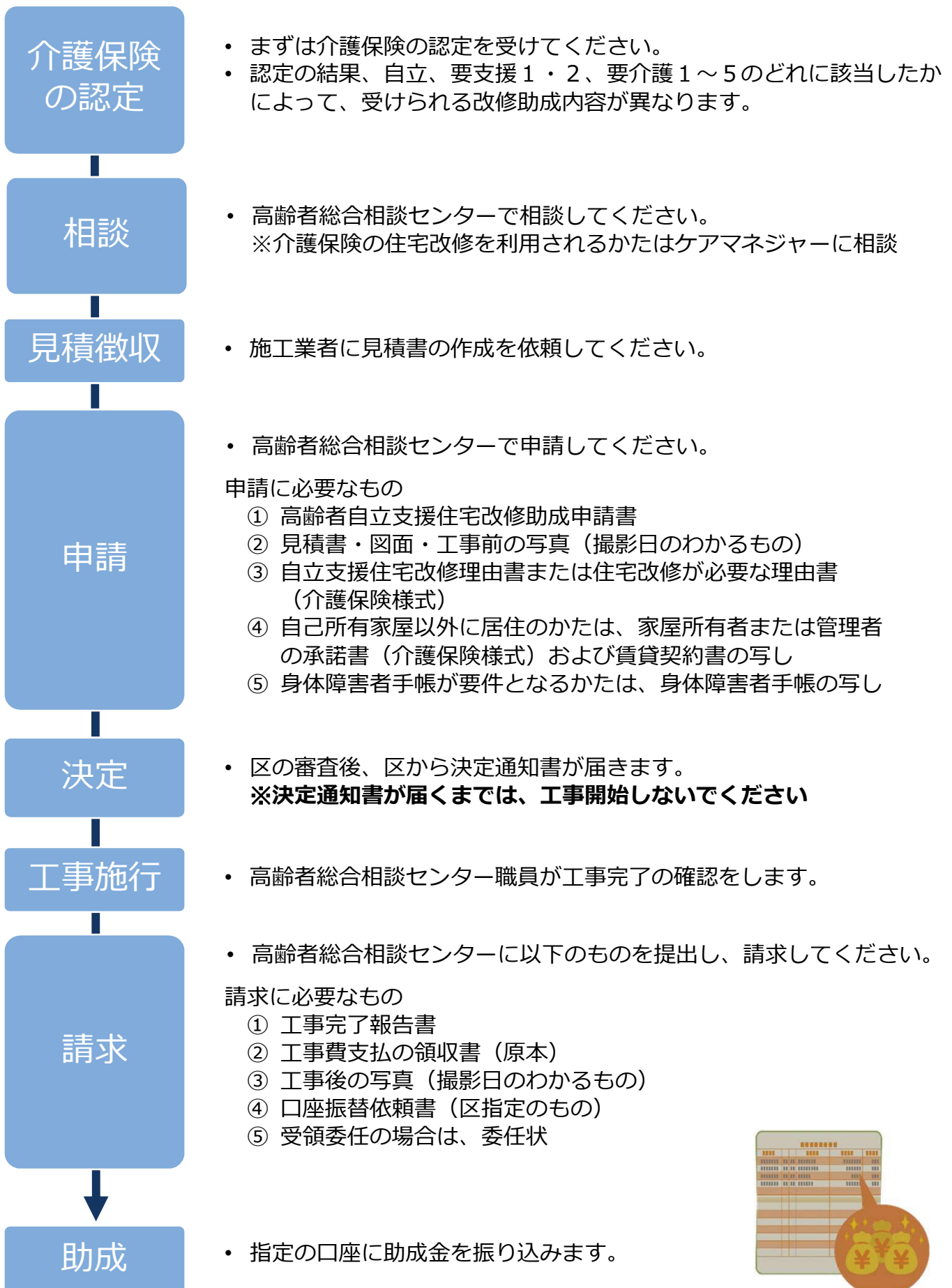
介護保険サービス（住宅改修）に関する問い合わせ：
介護保険課給付グループ ☎03-3981-1387



浴槽の取替え
流し等取替え
など

手すりの取付け
段差の解消
便器の洋式化
など





申請・問い合わせ先：各高齢者総合相談センター

名 称	所 在 地	電 話 番 号	担 当 地 域
菊かおる園 高齢者総合相談センター	西巣鴨2-30-19 特別養護老人ホーム 「菊かおる園」内	03-3576-2245	巣鴨3～5丁目 西巣鴨1～4丁目 北大塚1・2丁目
東 部 高齢者総合相談センター	南大塚2-36-2	03-5319-8703	駒込1～7丁目 巣鴨1・2丁目 南大塚1～3丁目
中 央 高齢者総合相談センター	東池袋1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎 4階	03-5985-2850	北大塚3丁目 上池袋1～4丁目 東池袋1～5丁目
ふくろうの杜 高齢者総合相談センター	南池袋3-7-8 「オリナスふくろうの杜」 1階	03-5958-1208	南池袋1～4丁目 雑司が谷1～3丁目 高田1～3丁目 目白1・2丁目
豊島区医師会 高齢者総合相談センター	西池袋3-22-16 豊島区医師会館2階	03-3986-3993	西池袋1～5丁目 池袋3丁目 目白3～5丁目
いけよんの郷 高齢者総合相談センター	池袋本町1-29-12 特別養護老人ホーム 「池袋ほんちょうの郷」内	03-3986-0917	池袋1・2・4丁目 池袋本町1～4丁目
アトリエ村 高齢者総合相談センター	長崎4-23-1 特別養護老人ホーム 「アトリエ村」内	03-5965-3415	南長崎1～6丁目 長崎2～6丁目
西 部 高齢者総合相談センター	千早2-39-16 「西部区民事務所」内	03-3974-0065	長崎1丁目 千早1～4丁目 要町1～3丁目 高松1～3丁目 千川1・2丁目



お近くの高齢者総合相談センターがわからないかたは
下記へお問合せください

豊島区 保健福祉部
高齢者福祉課高齢者事業グループ

☎ 03-4566-2432

SDGs未来都市としま



豊島区
TOSHIMA CITY



豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。